

児童部会（概要版）

【提言項目】

1. 施設養護と里親養護の協働による社会的養護のさらなる充実を
2. 児童養護施設等におけるファミリーケアや家庭再統合の取り組みの強化にむけて

【児童部会とは】

東京都民のための児童養護施設58施設と自立援助ホーム11施設により構成。本部会は、児童養護施設・児童自立生活援助事業等の福祉事業を推進するため、会員相互の連絡調整を図り、各種調査・研究活動、研修会の開催等の事業を行っている。

【平成18年度の緊急提言】

- 1) 児童養護施設関連の制度に関する要望書／東京都福祉保健局少子社会対策部長／児童部会部会長／平成18年7月7日

児童部会（詳細版）

【提言項目1】

施設養護と里親養護の協働による社会的養護のさらなる充実を

【現状と課題】

児童虐待相談件数の急増等を背景として、社会的養護を必要とする子どもが増加する一方、児童養護施設等の受け皿の充実に向けた取り組みは十分ではない。そのため慢性的な児童の待機状況を改善することは非常に困難であり、昨年度末には東京都の要請を踏まえ、施設定員を超過した入所受け入れを各児童養護施設では行っている。この緊急避難としての取り扱いがここ数年繰り返し行われていることから、社会的養護の量および質の整備不足が常態化していることは明らかであり、このような状況からの脱却のためには早急な改革が必要である。

東京都は、社会的養護の量的・質的な拡充策として、家庭的養護の拡充を政策の大きな柱として現在展開中である。社会的養護を担う施設と養育家庭などが協働し、それぞれの長所を發揮して社会的養護の一層の充実を推進するための、今日的課題に応じた制度施策について、当部会からの政策提言を以下のように行う。

【提言内容】

- 1) 里親が安心して里子の養育を行うことができるようにするためには、委託後においても支援する体制を整える必要がある。里親の一時的休息の確保のため援助＝レスパイトケアに児童養護施設などを、里親が利用しやすくするための条件整備を進めるべきである。
- 2) 児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員に里親委託促進業務が位置付けられていることから、里親の近隣の施設や里子の出身施設を相談機関として位置づけることができる。児童養護施設が里親委託促進の業務を進める際には、親担当児童相談所または、児童担当児童相談所と連携して業務にあたるものとする。
- 3) 里親家庭の養育力の強化のために、児童部会や各児童養護施設などの行う研修会に里親が参加できるようにすること。施設職員との懇談会や合同研修会などの開催をおこなう。
- 4) 区市町村の子ども家庭支援センターに、里親を開拓・支援する機能を持ったシステムを作る。
- 5) 里親家庭の支援策として、区市町村のショートステイ事業を里親家庭が必要とする場合は利用できるよう条件整備を行う。
- 6) 専門里親の「委託指針」等を作成し、施設に在籍する被虐待児童などの委託を実施すること。委託後の養育を、施設と専門里親が連携して行えるようにすること。
- 7) 施設におけるフレンドホーム家庭の拡大と交流実績に応じた努力加算を実施すること。交流促進のために、フレンドホームの登録施設の枠をこえた「選定会議」などを実施すること。

【提言項目 2】

児童養護施設等におけるファミリーケアや家庭再統合の取り組みの強化にむけて

【現状と課題】

平成16年度、児童養護施設等に、早期の家庭復帰及び里親委託などを支援するための体制を強化する必要があるとして家庭支援専門相談員が配置された。しかし、児童養護施設の入所児童の60%以上が被虐待児童である状況とともに、安易に子どもを家庭に戻すと再度虐待を繰り返す恐れがあるなど、虐待経験がある保護者への対応は極めて困難な実態がある。

また、児童相談所が新規ケースの対応に追われている背景もあり、施設内の児童担当ケアワーカーとの協働、児童相談所をはじめとする他機関との連携、さまざまな社会資源を活用した児童・家庭へのアプローチが求められることから、家庭支援専門相談員の業務は多忙を極め、保護者への対応がなかなか行きとどかない状況である。

児童虐待等の問題が深刻化する中、早期家庭復帰、家族再統合、家庭復帰後の家庭支援、虐待の再発防止などについて、当部会からの政策提言を以下のように行う。

【提言内容】

- 1) 東京都が、家庭支援専門相談員の研修会を定期的を開催し、専門性の向上、スキルアップ、情報の共有化などを促進し、保護者への支援を一層強化すること。
- 2) 児童相談所と児童養護施設が連携して、家庭再統合に向けた取り組みを進めるために、家庭支援専門相談員の業務マニュアル・統一書式を作成し、サービスの標準化とレベルアップを図る。
- 3) 支援専門相談員は、定員規模に関わらず各施設1名の配置となっているが、家庭支援のニーズは施設定員に比例して生じており、定員規模が大きな施設ほどニーズに対応しきれない現状がある。定員規模に応じた増配置を実施するべきである。
- 4) 東京都は、家庭支援専門相談員の配置以前、配置以後の家庭復帰率の変化等の実態調査を行い、今後の社会的養護の施策に反映すること。
- 5) 児童相談所が、家族再統合のための親への支援プログラム等の整備・充実させることは、家庭復帰支援にとって必要であり、東京都の児童相談所が親への支援プログラムを作成すること、施設へ示すことが緊急の課題である。とりわけ、虐待経験がある保護者や精神疾患を抱える保護者に行える心理・治療的カリキュラムの作成、ハイリスク家庭への支援システムの構築は、東京都が責任を持って行うことが求められている。
- 6) 区市町村においては、児童養護施設の役割・機能に関する認知度が低いことから、連携がとれない場合もある。そのため、区市町村の「子育て支援課」や「子ども家庭支援センター」との合同研修会を東京都が実施し、児童養護施設と行政の連携を促進すること。また、児童養護施設は、地元自治体の地域の子育て支援サービスの受託や要保護児童地域協議会へ参加など、区市町村と施設の協力、連携を積極的に進めること。